

放送大学FM跡地を利用する臨時災害放送局 に係る最近の取組状況

令和4年7月

総務省 関東総合通信局
放送部 放送課

1 放送大学 F M跡地を利用する臨時災害放送局に係る最近の取組経緯

2 調査検討会の設置・検討項目

3 臨時災害放送局に係る関係規定等

- ・ 電波法、無線局設備規則
- ・ 電波法関係審査基準
- ・ 放送法、放送法施行規則

(参考資料)

4 臨災局開局実績、運用訓練実績

5 臨時災害放送局用設備を利用して開設可能な無線局一覧

臨時災害放送局とは

- 臨時災害放送局は、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害の軽減に役立つよう、被災地の地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFM放送局。
- 関東総合通信局は、災害発生時、各自治体において速やかに臨時災害を開設できるよう、「臨機の措置(口頭による申請・免許)」及び無償貸与用設備を整えている。

《臨時災害放送局の免許手続(臨機の措置の場合)》



臨時災害放送局の運用には、無線従事者の配置が必要。
 (無線従事者は自治体等の職員以外でも可)。

【必要な従事者資格(いずれかの取得で可)】

第一級陸上無線技術士 / 第二級陸上無線技術士 / 第一級総合無線通信士

Ⅱ 分野別実施事項

6. 投資等分野

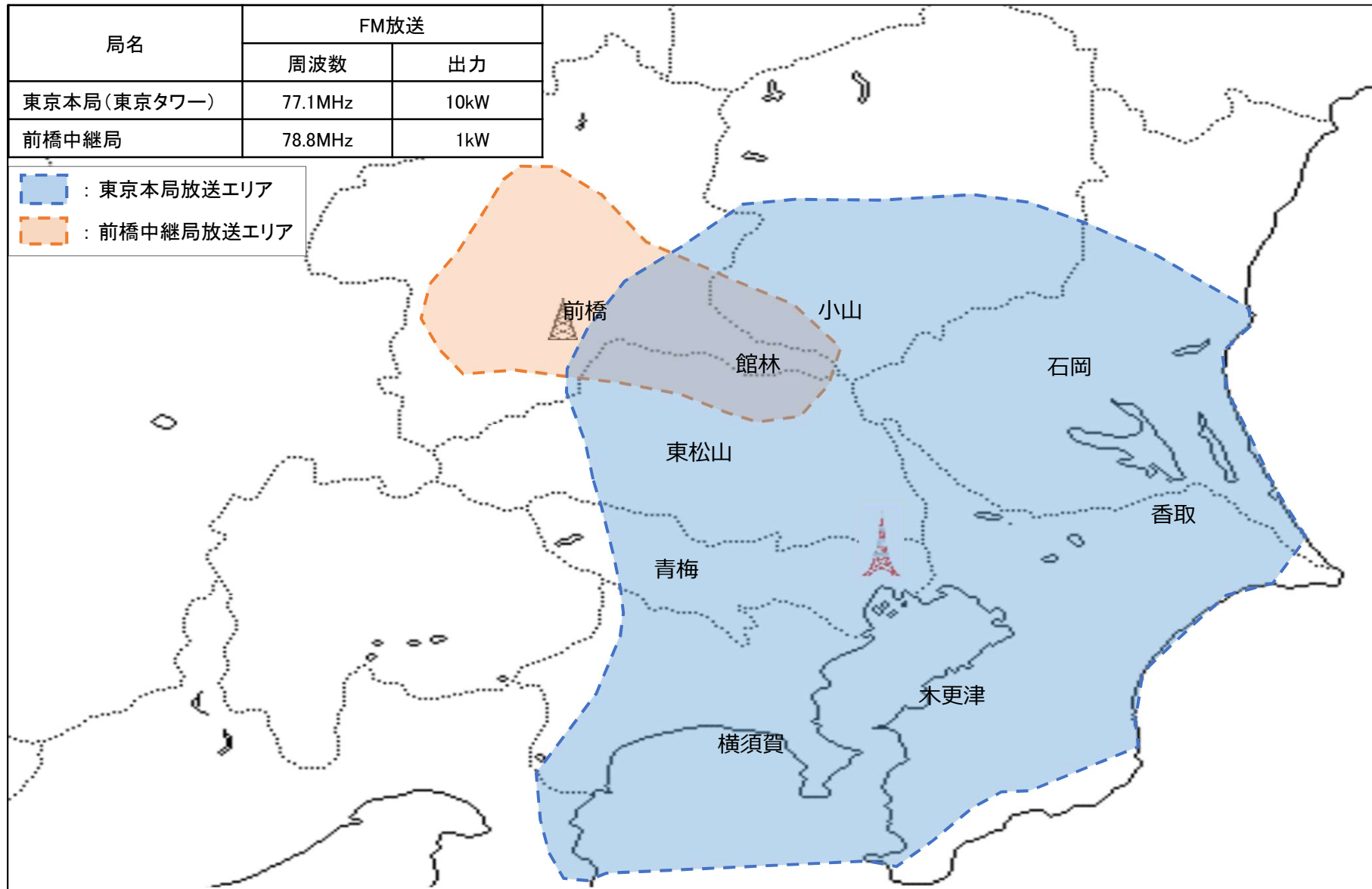
（5）放送を巡る規制改革（通信と放送の枠を超えたビジネスモデルの構築）

No	事項名	規制改革の内容	実施時期
19	新規参入の促進	<p>放送事業への新規参入を促進する。このため、No.18eのほか、総務省において以下の措置を講ずる。</p> <p>a 地上放送について、放送大学学園による地上放送が本年9月末に終了することから、その跡地の新たな割当てに係る方針について、特に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に利用した後の活用方策について、新規参入の可能性やサービス高度化の可能性を含めて所要の方針の策定を行う。</p>	平成31年度中に措置

（出典：規制改革実施計画（平成30年6月15日））

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/180615/keikaku.pdf>

(参考) 放送大学のFM跡地エリア図



放送用周波数の活用方策に関する検討分科会 概要

規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）を受け、放送用に割り当てられている周波数の有効活用等の観点から、放送大学の地上放送跡地及びV-High帯域の活用方策等について検討を行うこととされている。

上記を踏まえ、本分科会は、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に設置される会合として、所要の検討を行うことを目的とする。

1. 主な検討項目

- (1) 放送大学の地上放送跡地の活用方策
- (2) V-High 帯域の活用方策
- (3) その他関連事項

2. 構成員（令和4年6月17日時点、敬称略、五十音順）

伊東 晋 東京理科大学 名誉教授（分科会長）
内山 隆 青山学院大学 総合文化政策学部 教授
関根 かをり 明治大学 理工学部 教授
高田 潤一 東京工業大学 環境・社会理工学院 学院長・教授
林 秀弥 名古屋大学大学院 法学研究科 教授
不破 泰 信州大学 理事（研究、産学官・社会連携担当）・副学長
三友 仁志 早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授（分科会長代理）
渡邊 久哲 上智大学 文学部 教授

3. 検討状況

- ・ 平成30年11月19日に第1回、令和4年6月17日までに21回の分科会を実施
- ・ 令和2年1月29日の第10回で、放送用周波数の活用方策等に関する基本方針の取りまとめ、公表
- ・ 令和4年3月25日、放送用周波数の活用方策に関する取りまとめを公表
（放送大学の地上放送跡地及びV-Low帯域）

参考：総務省組織案内・研究会等「放送を巡る諸課題に関する検討会」 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/housou_kadai/index.html
（放送用周波数の活用方策に関する検討分科会の開催案内、資料、議事要旨を掲載）

放送用周波数の活用方策等に関する基本方針（令和2年1月29日）（関係部分抜粋）

3. 放送大学の地上放送跡地の活用方策に関する基本方針

（2）活用方策の方向性

② 放送大学のF M跡地の活用方策の方向性

放送大学のF M跡地を含むF M放送用周波数帯では、災害時におけるラジオの重要性を背景として、コミュニティ放送局が急増するとともに、臨時災害放送用の設備を導入する自治体も増加している。さらにF M補完中継局の全国的な置局等により、**F M放送用周波数帯はひっ迫しつつある状況**である。

放送大学のF M跡地については、当該周波数及びその近接周波数はアナログ方式のF M放送で利用されており、ガードバンドの確保ができないため、異なるシステムを導入することは困難であることから、**引き続き、アナログ方式のF M放送で活用することが適当**である。

今後、F M放送用周波数帯のひっ迫状況、コミュニティ放送局や臨時災害放送局等での利用ニーズ、F M同期放送といった新しい技術の利用等を踏まえつつ、混信等の技術的検討に基づく周波数割当の可能性を考慮し、**放送大学のF M跡地の具体的、効率的な活用方法について、更に検討を進めることが必要**である。

（出典：総務省報道資料（令和2年1月30日）：放送用周波数の活用方策に関する検討分科会放送用周波数の活用方策等に関する基本方針の取りまとめ及び意見募集結果の公表）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu08_02000220.html

2. 放送大学の地上放送跡地の活用方策

(2) FM 放送跡地

③ 活用方策

放送大学のFM放送跡地（77.1MHz 及び 78.8MHz）は、広域的に利用可能な貴重な周波数であり、公共性の高い用途に利用されることが望ましく、受信機の普及の観点からも、**臨時災害放送局の専用周波数とすることが適当**である。

その際には、災害発生時における臨時災害放送局の迅速な開設に支障のない範囲で、平時においては地方公共団体による地域情報の発信等にも利用できるよう、周波数の利活用を図ることが望ましい。

なお、今後、実運用を想定し、周波数など限られた条件の下での**臨時災害放送局の有効な運用方策の在り方**について、**地方公共団体を中心に総務省も協力して検討を進めるとともに、技術的事項の検証等を行っていくことが望ましい。**

その際には、**将来的に開設を希望する地方公共団体が増えた場合も考慮**することが必要である。

（出典：総務省報道資料（令和4年3月25日）：放送用周波数の活用方策に関する検討分科会放送用周波数の活用方策に関する取りまとめ（放送大学の地上放送跡地及びV-Low帯域）及び意見募集結果の公表） https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu08_02000255.html



放送大学のFM放送跡地（77.1MHz及び78.8MHz）を、関東地域における臨時災害放送局等に利用できるよう、電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正済（令和4年6月28日）

（出典：総務省報道資料（令和4年6月28日）：電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集の結果—関東地域における臨時災害放送局に関する審査基準の改正—） https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu08_02000266.html

大規模災害時に臨時災害放送局開局を想定する関東管内の複数自治体において、同一周波数を用いて、同時期・近接して臨時災害放送局を開設するより効果的な開設・運用手法や技術的事項の検証等を行うことを目的として、令和4年7月から令和5年3月までの間、本検討会を開催。

(主催：総務省関東総合通信局（外部委託：(株)NHKテクノロジーズ)

1. 検討内容 →イメージは次頁参照

- 1) 大規模災害時に臨災局開局を想定する複数自治体において、同一周波数を用いて複数臨災局が同時期に近接して開設することをシミュレーション、室内・フィールド試験を実施。
- 2) 当該自治体の要望等を踏まえつつ、次の内容について検討しとりまとめ。
 - ・ 臨災局としての必要最小限の技術的条件
 - ・ 同一波同時運用での運用手法
 - ・ 自治体間タイムシェアでの運用手法

2. 検討会構成員（敬称略）

【学術有識者】

- ・ 藤井 威生 電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授
- ・ 北郷 裕美 大正大学 社会共生学部 教授

【自治体】

文京区、北区、練馬区、足立区、国分寺市、所沢市

【放送事業者・団体】

日本放送協会、(株)エフエム東京、(一社)日本コミュニティ放送協会関東地区協議会

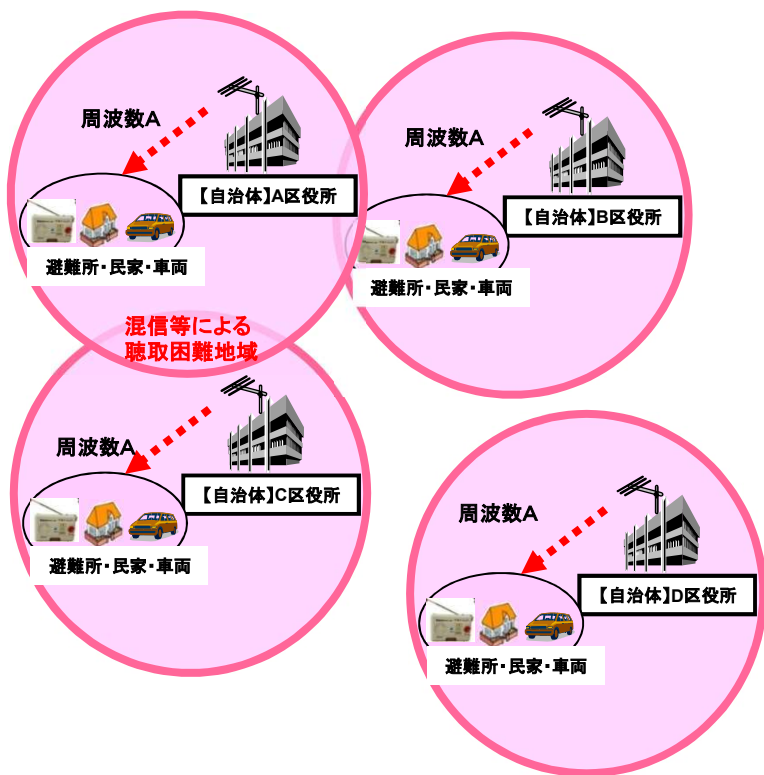
3. 主なスケジュール

- ・ 令和4年7月に第1回、令和5年3月までに合計4回程度検討会を開催
- ・ 令和4年下旬（11月～12月メド）に複数自治体ご協力の下、同一周波数・同時期に臨災局開局したフィールド試験（公開試験）を実施
- ・ 令和5年3月にとりまとめ・公表（その後、必要な制度整備）

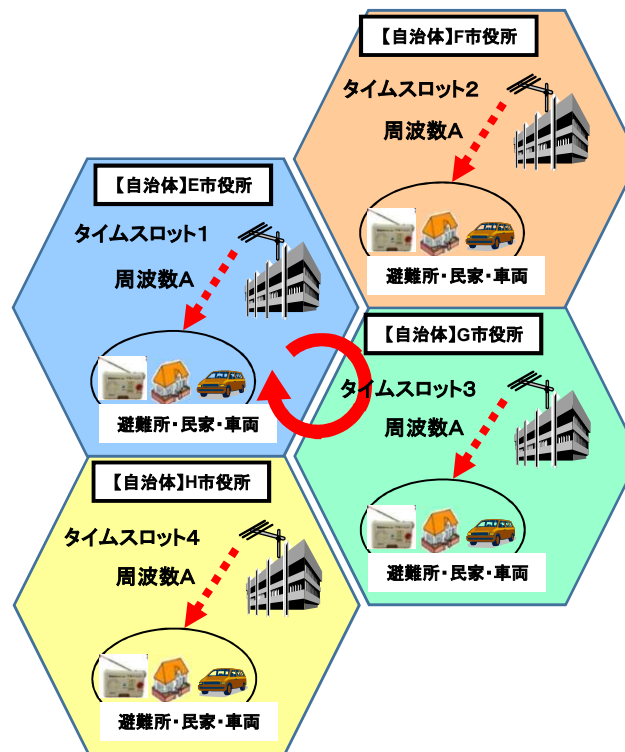
大規模災害時に臨災局開局を想定する複数自治体において、同一周波数を用いて複数臨災局(モノラル方式標準方式)が同時期に近接して開設することをシミュレーション、室内・フィールド試験を実施し、当該自治体の要望等を踏まえつつ、次の内容について検討しとりまとめる。

【検討モデル】

複数自治体・同一波同時運用



複数自治体・タイムシェア運用



【検討内容】

1 臨災局としての必要最小限の技術的条件

モノラル標準方式の技術基準
(所用電界強度、混信保護比等)

2 同一波同時運用での運用手法

近接する複数自治体が同一周波数を同時に臨災局を運用する場合の聴取困難地域の発生状況及び対処について検討を行う。

3 自治体間タイムシェアでの運用手法

近接する複数自治体が臨災局をタイムシェアで運用する場合の運用手法等について検討を行う。

- 1 臨災局としての必要最小限の技術的条件
- 2 同一波混信等による聴取困難地区への対処

3 自治体間タイムシェアでの運用手法

同一周波数を繰り返し利用する場合に必要な放送局間の距離の目安

■ 諸条件(机上計算における前提条件)・・・コミュニティ放送局をイメージ

※B局を新設する際、同一周波数の既存A局への与干渉検討の例

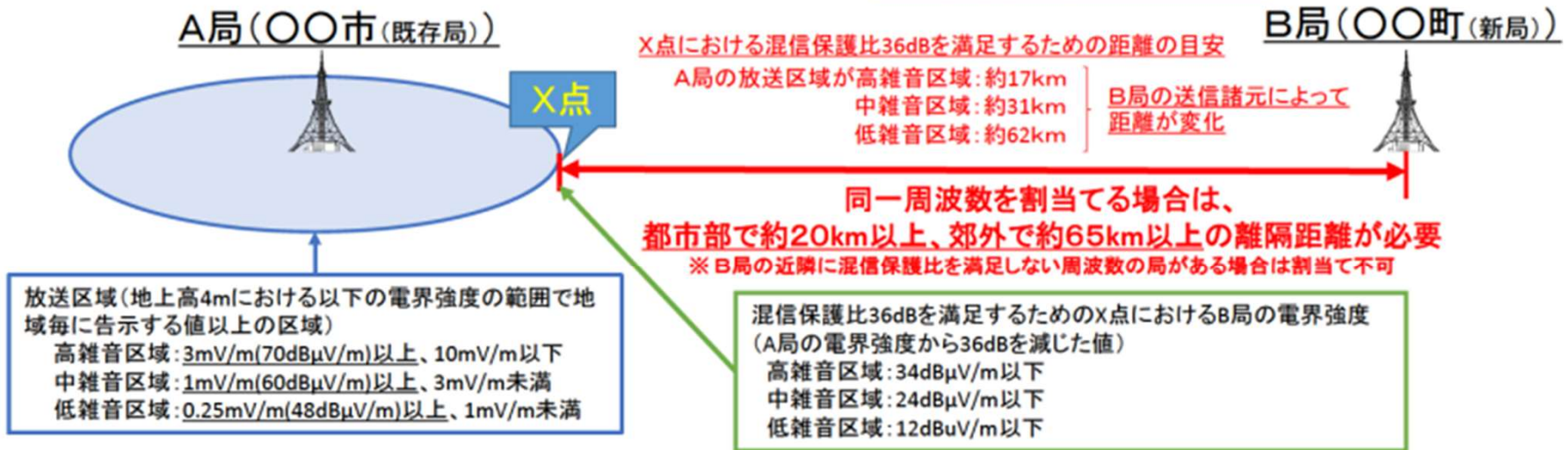
- 妨害局の送信諸元(下図B局)
 - ・空中線電力20W、実行輻射電力(ERP):30W、送信空中線高:30m、受信空中線高:4m
- 電波伝搬特性
 - ・平面大地伝搬(直接波と大地反射波の干渉を考慮)
 - ・送信点、受信点は仮定のため、建物や地形等の影響は考慮しない

■ 満足すべき技術基準

- 混信保護比(電波法関係審査基準):周波数差 0kHz・混信保護比 36dB

(電波法関係審査基準抜粋)

周波数差	混信保護比
0 kHz	36dB
100kHz	33dB
200kHz	7dB
300kHz	-10dB
400kHz	-25dB



【関東地域におけるコミュニティ放送局の例】

- 関東域内では同一周波数を2地域～最大4地域に割当て(最小離隔距離は約28km)
- 同一周波数を同一都県内で割当てた実績はない

電波法（昭和25年法律第131号）（抄）

（申請の審査）

第7条 [略]

2 総務大臣は、前条第2項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

- 一 工事設計が第3章に定める技術基準に適合すること及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第121条第1項の総務省令で定める技術基準に適合すること。
- 二 総務大臣が定める基幹放送用周波数使用計画（基幹放送局に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に関し必要な事項を定める計画をいう。以下同じ。）に基づき、周波数の割当てが可能であること。

（電波の質）

第28条 送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

（その他の技術基準）

第38条 無線設備（放送の受信のみを目的とするものを除く。）は、この章に定めるものの外、総務省令で定める技術基準に適合するものでなければならない。

無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）

→ 電波の質、送信設備、超短波放送を行う地上基幹放送局の無線設備に関する規定

超短波放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第86号）

→ 主搬送波、音声信号、ステレオ放送、緊急警報信号に関する規定

電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）（抄）

（無線局の局種別審査）

第 4 条 無線局の局種別の審査は、別紙 1 に定めるところによる。

（無線局の目的別審査）

第 5 条 無線局の目的別の審査は、別紙 2 に定めるところによる。

別紙 1 （第 4 条関係）無線局の局種別審査基準

第 2 地上基幹放送局

2 超短波放送局（地上系）（基幹放送用周波数使用計画第 1 の 2（1）イに規定する周波数を使用するものに限る。

超短波放送局（地上系）（基幹放送用周波数使用計画第 1 の 2（1）イに規定する周波数を使用するものに限る。以下「FM放送局」という。）の審査は、1（1）の基準によるほか、次により行う。この場合において 1（1）中「DTV放送」とあるのは「FM放送」と読み替えるものとする。

（4）周波数の選定

別添に示す方法により選定すること。

別添 FM放送局の周波数の選定方法

→ 資料1-3-2参照

別紙 2 （第 5 条関係）無線局の目的別審査基準

第 5 放送関係

4 超短波放送局

（3）臨時災害放送局

臨時災害放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙 1 第 2 の 2 の基準により行う。

ア 免許主体としては、被災地の地方公共団体等、災害対策放送を行うのに適した団体であること。

イ 放送対象地域は、災害対策に必要な地域の範囲内であること。

ウ 77.1MHz 及び 78.8MHz の周波数の電波は、原則として茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都又は神奈川県が放送区域に含まれる臨時災害放送局について使用するものであること。

（下線部は令和4年6月28日に改正）

放送法（昭和25年法律第132号）（抄）

(※)第8条に記載されている「前3条の規定」とは、番組基準等に係るもの

(番組基準等の規定の適用除外)

第8条 前3条の規定は、経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的（総務省令で定めるものに限る。）のための放送を専ら行う放送事業者には、適用しない。

(災害の場合の放送)

第108条 基幹放送事業者は、国内基幹放送を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規第10号）（抄）

(番組基準等の規定の適用除外)

第7条 法第8条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。（略）

2 法第8条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）は、次の各号に掲げる事項のいずれかを目的とするものでなければならない。

- 一 国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する博覧会その他これに類する催し物の用に供すること
- 二 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと

参 考 资 料

臨時災害放送局 開設実績一覧（計55局（うち、関東管内は9局））

類型	開設された局(親局)
地震(40件)	阪神淡路大震災(平成7年1月17日発災) ……1件 ・兵庫県(H7.2.14~H7.3.31)<300W>
	新潟県中越地震(平成16年10月23日発災) ……2件 ・新潟県長岡市(H16.10.27~H16.12.27)<50W> ・新潟県十日町市(H16.10.29~H16.11.30)<10W>
	新潟県中越沖地震(平成19年7月16日発災) ……1件 ・新潟県柏崎市(H19.7.25~H19.8.25)<10W>
	東日本大震災(平成23年3月11日発災) ……30件 ・岩手県花巻市(H23.3.11~H23.4.3)<100W> ・茨城県鹿嶋市(H23.3.12~H23.5.31)<50W> ・宮城県大崎市(H23.3.15~H23.5.14)<50W> ・福島県福島市(H23.3.16~H24.2.29)<100W> ・宮城県塩竈市(H23.3.18~H25.9.26)<100W> ・宮城県岩沼市(H23.3.20~H26.3.31)<100W> ・宮城県気仙沼市(H23.3.22~H29.6.26)<30W> ・岩手県大船渡市(H23.3.28~H25.3.31)<30W> ・福島県相馬市(H23.3.29~H26.3.31)<30W> ・福島県須賀川市(H23.4.7~H23.8.7)<30W> ・福島県南相馬市(H23.4.15~H30.3.31)<20W> ・宮城県気仙沼市(旧本吉町)(H23.4.22~H29.6.26)<20W> ・岩手県宮古市(旧田老町)(H23.5.31~H26.3.31)<10W> ・岩手県陸前高田市(H23.12.10~H30.3.22)<20W> ・岩手県大槌町(H24.3.28~H28.3.18)<10W> ・岩手県奥州市(H23.3.12~H23.3.29)<150W> ・茨城県つくば市(H23.3.14~H23.5.13)<80W> ・宮城県登米市(H23.3.16~H25.3.15)<100W> ・宮城県石巻市(H23.3.16~H27.3.25)<100W> ・岩手県宮古市(H23.3.19~H25.8.26)<20W> ・宮城県山元町(H23.3.21~H29.3.31)<30W> ・宮城県亘理町(H23.3.24~H28.3.31)<20W> ・福島県いわき市(H23.3.28~H23.5.27)<100W> ・岩手県釜石市(H23.4.7~H29.3.31)<30W> ・宮城県名取市(H23.4.7~H27.2.28)<50W> ・宮城県女川町(H23.4.21~H28.3.30)<20W> ・宮城県南三陸町(H23.5.17~H25.3.31)<10W> ・茨城県高萩市(H23.6.8~H25.3.31)<20W> ・福島県富岡町(H24.3.9~H30.3.31)<10W> ・茨城県取手市(H24.8.1~H25.1.31)<10W>※
	平成28年熊本地震(平成28年4月14日発災) ……4件 ・熊本県熊本市(H28.4.18~H28.4.30)<20W> ・熊本県御船町(H28.4.25~H29.3.31)<30W> ・熊本県甲佐町(H28.4.23~H28.7.31)<30W> ・熊本県益城町(H28.4.27~H31.3.26)<100W>
	平成30年北海道胆振東部地震(平成30年9月6日発災) ……2件 ・北海道むかわ町(H30.9.18~H30.10.2)<50W> ・北海道厚真町(H30.9.20~R2.12.29)<50W>
	豪雨(12件)
雪害(1件)	・秋田県横手市(平成23年1月東北豪雪 H23.1.25~H23.3.31)<20W>
火山(2件)	・北海道虻田町(北海道有珠山 H12.5.8~H13.3.31)<30W> ・宮崎県高原町(宮崎県新燃岳 H23.4.1~H24.3.31)<20W>

※取手市については、東日本大震災直接の災害対策ではなく、東京電力福島第一原子力発電所の放射線量情報提供が目的。
注)赤字の自治体はコミュニティFMから臨災局へ移行し、臨災局廃止後コミュニティFMに戻った局(14市14局)、青字の自治体は臨災局廃止後、新たにコミュニティFMへ移行した局(9市11局)、緑字の自治体はコミュニティFMが予備免許中に臨災局に移行し、予備免許に戻った局(2市2局)

臨時災害放送局用設備を利用した開設・運用訓練実績一覧（関東管内）

平成26年以降、関東管内の開設・運用訓練実績は合計15件（7区市）

実施年	自治体名、運用時期、周波数等	
平成26年 (2014年)	・八王子市 (10.17-10.19)	イベント局、88.5MHz、10W
平成27年	・練馬区 (10.16-10.18) ・北区 (11.20-11.22)	イベント局、87.5MHz、5 W イベント局、87.5MHz、15W
平成28年	・練馬区 (10.14-10.16)	イベント局、88.5MHz、5 W
平成29年	・練馬区 (3.30-4.1) ・練馬区 (10.13-10.15)	実験試験局、88.5MHz、100W イベント局、88.5MHz、5 W
平成30年	・文京区 (1.26-1.28) ・練馬区 (10.19-10.21)	イベント局、85.4MHz、1 W イベント局、87.1MHz、5 W
令和元年	・練馬区 (10.18-10.20) ・足立区 (12.13-12.15)	イベント局、87.1MHz、5 W 実験試験局、76.1MHz、10W
令和2年	・小田原市 (1.30) ・文京区 (2.7-2.8) ・国分寺市 (10.18)	実験試験局、89.2MHz、20W イベント局、76.1MHz、1 W 実験試験局、89.2MHz、10W
令和3年 (2021年)	・文京区 (7.9-7.11) ・練馬区 (12.16)	イベント局、86.0MHz、1 W 実験試験局、76.1MHz、20W

臨時災害放送局用設備を利用して開設可能な無線局一覧

○自治体がお持ちの設備を使用する場合

(※)電波法に基づく無線局免許にかかる手数料。この他関連業務を外部委託等される場合、別途費用が発生する場合があります。

局種 / 放送内容	諸元	申請者 / 申請手続	申請手数料(※)	無線従事者
<ul style="list-style-type: none"> ・局種 イベント局 ・放送内容 イベントの円滑な運営、参加者等の利便及び安全性を確保するための放送 	<ul style="list-style-type: none"> ・周波数 76.1～94.9MHz ・空中線電力 必要な範囲 ・放送対象地域 イベント会場及びその周辺 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者 イベントの主催者 (国/自治体を除く。但し、国/自治体が後援等で関与していることが必要) ・申請手続 開設前に申請、免許を受ける必要あり。 (申請には事前周波数の検討が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請手数料(例) 3W 39,100円 10W 54,300円 20W 96,400円 ・新設検査(書面) 2,550円 	第1級総合無線通信士、第1級又は第2級陸上無線技術士
<ul style="list-style-type: none"> ・局種 実験試験局 ・放送内容 FM放送波の電波伝搬状況の確認や防災訓練時に防災関連情報を周知するための放送 	<ul style="list-style-type: none"> ・周波数 76.1～94.9MHz ・空中線電力 必要な範囲 ・放送対象地域 実験に必要な地域の範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者 地方公共団体等 ・申請手続 実験前に申請、免許を受ける必要あり。 (申請には、事前に周波数の検討、実験計画書の提出が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請手数料(例) 5W 4,250円 10W 6,700円 20W 14,600円 ・新設検査(書面) 2,550円 	第3級陸上特殊無線技士以上の資格(空中線電力による)

○関東総合通信局が有する設備・無線局を使用する場合(この場合、自治体・当局による合同運用訓練となります)

局種 / 放送内容	諸元	申請者 / 申請手続	申請手数料	無線従事者
<ul style="list-style-type: none"> ・局種 実験試験局 ・放送内容 FM放送波の電波伝搬状況の確認や防災訓練時に防災関連情報を周知するための放送 	<ul style="list-style-type: none"> ・周波数 76.1～94.9MHz ・空中線電力 必要な範囲 ・放送対象地域 実験に必要な地域の範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者 (地方公共団体等) ・申請手続 無線局免許手続は不要 (当局設備の貸与手続あり) 	なし	なし (当局職員が対応)

(災害時における、実際の臨時災害放送局開局の場合は次のとおりとなります)

局種 / 放送内容	諸元	申請者 / 申請手続	申請手数料	無線従事者
<ul style="list-style-type: none"> ・局種 臨時災害放送局 ・放送内容 被災地での被災者への支援及び救助活動等の円滑な実施するために必要な放送 	<ul style="list-style-type: none"> ・周波数 76.1～94.9MHz ・空中線電力 必要な範囲 ・放送対象地域 災害対策に必要な地域の範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者 被災地の地方公共団体等 ・申請手続 電話等による口頭申請可。 (後日申請書類の提出が必要) 	免除	第1級総合無線通信士、第1級又は第2級陸上無線技術士

(本省)

○ 令和4年3月25日報道発表

放送用周波数の活用方策に関する検討分科会 放送用周波数の活用方策に関する取りまとめ
(放送大学の地上放送跡地及びV-Low帯域)

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu08_02000255.html

・放送大学のFM放送跡地(77.1MHz及び78.8MHz)は、広域的に利用可能な貴重な周波数であり、公共性の高い用途に利用されることが望ましく、受信機の普及の観点からも、臨時災害放送局の専用周波数とすることが適当、などととりまとめ。

○ 令和4年6月28日報道発表

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集の結果

－関東地域における臨時災害放送局に関する審査基準の改正－

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu08_02000266.html

・放送大学のFM放送跡地(77.1MHz及び78.8MHz)を臨時災害放送局等に利用できるようにするため、電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)の一部を改正

(関東総合通信局)

○ 令和4年3月14日お知らせ

臨時災害放送局 地域の防災訓練で使ってみよう!

－ 動画・リーフレットの公開 －

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/info/2022/0314ho.html>

・災害発生時に役立つ臨時災害放送局(FMラジオ)について、災害発生から運用開始までの流れや平時の備えを説明した「動画」と「リーフレット」を製作・公開。